

吉井産業廃棄物収集運搬処分役務

件 名	吉井産業廃棄物収集運搬処分役務					
種 別	表 紙			図面番号	1 / 2	
支処長	総務科長	管理班長	営繕班長	企画係長	管財係	作成者
作成部隊等名	吉井分屯地総務科		作成年月日		R 6 . 8 . 8	

仕 様 書

- 1 件 名 吉井産業廃棄物収集運搬処分役務
- 2 場 所 群馬県高崎市吉井町馬庭２５２９番地 陸上自衛隊吉井分屯地
- 3 適用範囲 本仕様書は、吉井分屯地で発生した産業廃棄物の収集・運搬及び処分について必要な事項を定める。
- 4 処分品目及び予定数量 「調達要領指定書」による。
- 5 特記事項

(１) 本仕様書の内容について、明記なき事項または疑義を生じた場合については、すべて官側と協議するとともにその指示に従うものとする。

(２) 本作業は請負者の責任において産業廃棄物処理に係る関係法令等を遵守し、実施する。

(３) 下記書類については契約締結後速やかに提出する。また、その他官側が指示する書類については、その都度遅滞なく提出する。

ア 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（※自衛隊様式）

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）

ウ 産業廃棄物処分業許可証（写し）

(４) 分屯地施設内の立ち入りに関しては、必ず官側立ち合いの下実施する。

(５) 本作業の際、運搬車両への積み込み等については、すべて請負者により実施する。また、必要となる器材等についてはすべて請負者において準備するものとし、事前に官側へ連絡したうえで使用する。

(６) 単位m³で単価契約する産業廃棄物については、搬出する際に官側立ち合いの下、数量を計測する。

(７) 産業廃棄物の搬出は官側立ち合いの下、未搬出品目のないように留意する。

(８) 搬出した産業廃棄物については、請負者の責任において適切に管理及び処分を実施する。なお、最終処分後マニフェストE票を速やかに提出するものとし、履行期限までに官側に提出する。

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	5 P W S 1 C 5 0 0 0 5
	作 成 科	総務科
	調達要求年月日	令和 7 年 7 月 1 0 日
	作 成 年 月 日	令和 6 年 8 月 8 日
件 名	吉井産業廃棄物収集運搬処分役務	
仕 様 書 番 号	E Y A B - Z 0 0 0 2 1 4	

指定事項
処分品目及び予定数量
【 吉井分屯地 】

No.	品 目	仕 様	予定数量
1	廃プラスチック類	仮設トイレ	1 9 m ³
2	ガラス陶磁器くず	便器等	0 . 5 m ³

※処分する品目及び数量については、すべて予定数量とする。

件 名	吉井産業廃棄物収集運搬処分役務		
種 別	仕様書・調達要領指定書	図面番号	2 / 2